

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

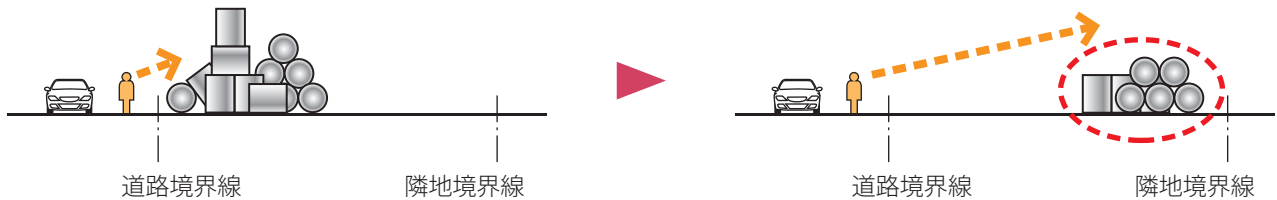
K1 集積・貯蔵の方法

基準

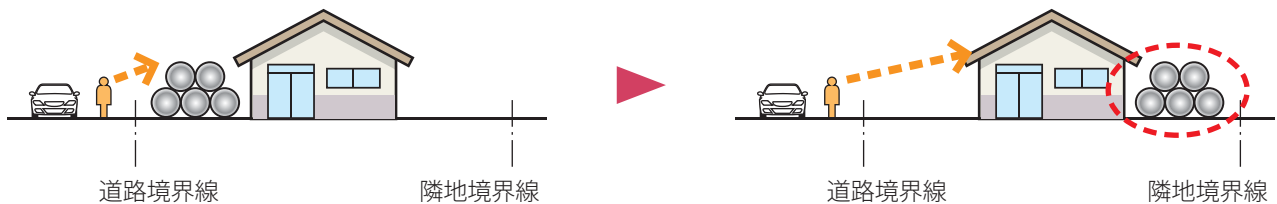
○集積又は貯蔵の位置や規模を工夫し、道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から目立ちにくくするとともに、積み上げる高さをできる限り低くするなど、整然とした集積又は貯蔵とすること。

■具体的な配慮の例■

- できる限り道路や公園、誇れる視点場等の公共の場所から見えない場所を行為地として選定する。
- 積み上げの際は、できる限り公共の場所から離し、低く整然と積み上げることにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう配慮する。



- 行為地内に建築物等がある場合は、その背後に積み上げるなど、公共の場所から目立ちにくくなるよう配慮する。



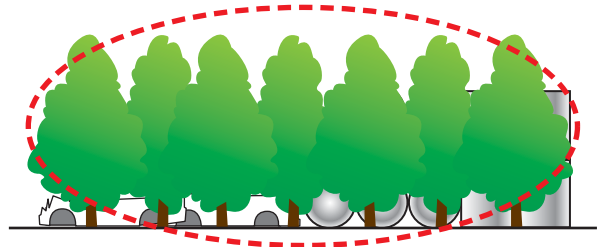
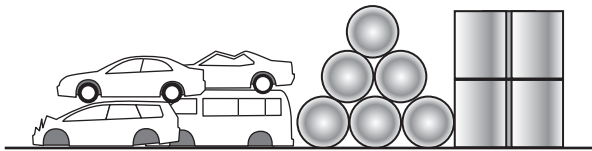
K2 遮へい

基準

○行為地が公共の場所から見える場合は、できる限り植栽又は塀等により遮へいし、周辺の景観との調和に配慮すること。

■具体的な配慮の例■

○圧迫感のない植栽や塀などで遮へいすることにより、公共の場所から積み上げ場所を見えにくくし、歩行者等に安心感を与えるよう配慮する。



○積み上げ場所の周囲を威圧感を感じさせない塀などで遮へいし、出入り口が最小限となるよう、設置場所や広さを工夫することで、周辺の道路や公園等から内部が見通しにくくなるよう配慮する。

